

米国関連資料

米国外の訴訟手続のためにディスカバリを認めることについて
CAFC が興味深い判断を下す

2018年09月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国における特許訴訟は莫大な費用と非常に長い時間を要します。これは、訴訟の大半を占めると言われるディスカバリ手続と、それに伴う弁護士費用に起因するものです。ディスカバリ手続において開示が要求される文書は、知財、技術、営業、法務等の各部門にわたり、全体として膨大な量となります。

米国のディスカバリ手続は、米国内の訴訟に限定されるものではありません。利害関係者から要求された場合、米国外の裁判所における訴訟手続に使用するための文書の開示や証言等が連邦地方裁判所によって命じられることもあります (28 U.S.C. § 1782(a))。

米国連邦最高裁判所は、2004年に、米国外の訴訟手続においてディスカバリ手続が許可されるための要件を示しました (*Intel Corporation v. Advanced Micro Devices* 124 S.Ct.2466; 71 USPQ2d(BNA)1001))。その結果、米国企業が当事者となった係争事件が米国外の管轄地 ("jurisdiction") で係属している場合であっても、米国において当事者によりディスカバリの請求が行われ得ることが確認されました。このような事情にはありますが、米国外の訴訟手続のために連邦地方裁判所がディスカバリ手続を許可するか否かは必ずしも明確であるとは言えません。

以下に最近の判例に基づいて、どのようにして米国外の訴訟手続のために連邦地方裁判所がディスカバリ手続を許可するのかについて説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。